

## 16 いじめ防止基本方針

### 1 いじめ問題への基本姿勢

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より＞

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。しかし、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。この基本的な考え方をもとに教職員が小さな兆候を見逃さないよう努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

学校は、児童が教職員や周囲の友達との信頼関係の中で安心・安全に生活できる場でなければならない。児童一人一人が大切にされているという実感を持ち、互いに認め合える人間関係を築いていくことで、自己肯定感や自己有用感を育んでいく。集団の一員としての自覚を持つことで、仲間とともに成長しようとする集団作り・学校作りを行っていく。

### 2 いじめ防止対策組織

「いじめ問題対策チーム」を設置し、いじめの小さな兆候や懸念、児童・保護者からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

「いじめ問題対策チーム」は校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・特別支援教育コーディネーターなどで構成し、必要に応じてPTA会長・いじめ対応アドバイザー・スクールカウンセラー等と連携する。

#### (1) いじめ防止対策組織の役割

##### ① 「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

学校評価アンケート等で学校におけるいじめ防止・未然対策の検証を行い、改善策を検討する。

##### ② 教職員への共通理解と意識啓発

「いじめ防止基本方針」「いじめ初期対応の基本的な流れ」等の周知をし、教職員の共通理解を図る。

##### ③ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

学校便りや学校ホームページなどを通して、いじめ防止の取組状況等を発信する。いじめ件数がゼロであっても、学校便りで発信する。

##### ④ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

ア いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがある場合は、正確で迅速な情報収集を行い、事実関係を把握する。

イ 事案への対応については、問題を教職員が一人で抱え込まないように組織的な対応をとる。適切な構成員を検討して迅速に対応する。必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

ウ 問題が解消したと判断しても、その後も対象児童を観察し、継続的に指導・支援を行う。

### 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

#### (1) いじめ未然防止の取組

(いじめの未然防止教育)

全ての児童生徒が「いじめをしない」態度や力を身につける様な働きかけを、生徒指導はもとより、各教科での学習、道徳や特別活動、体験学習を通して継続的に行うことが大切。

【生徒指導提要（令和4年12月）P.132】

～学習指導と生徒指導の一体化～

授業の中に、知識や思考力を育て学力を高めるだけでなく、児童生徒が個性を伸ばし社会性を身につけるように働きかける生徒指導の視点を意識して組み込んでいく。

生徒指導の実践上の視点とは以下の4つとする。

##### ①自己存在感の感受

「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を、児童生徒が実感することが大切。自己肯定感や自己有用感を育むことも極めて重要。

##### ②共感的な人間関係

自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる相互扶助的で共感的な人間関係をいかに早期に創りあげるかが重要。

##### ③自己決定の場の提供

授業場面で自らの意見を述べる、観察・実験・調べ学習を通じて自己の仮説を検証してレポートする等、自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、製作する等の体験が何より重要。

##### ④安全・安心な風土の醸成

お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を、教職員の支援の下で、児童生徒自らがつくり上げるようにすることが大切。

#### (2) いじめの早期発見の取組

- ① 「SOSシート」（児童・毎月）「なかよしアンケート」（保護者・学期毎）と個人面談「ハートフルワーク」を行い、いじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。
- ② 教職員と児童との人間関係づくり、保護者との信頼関係づくりに努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにする。
- ③ 些細な兆候であってもいじめではないかと疑いを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することに努める。

#### (3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けたら、速やかに生徒指導委員会や「いじめ問題対策チーム」を中心に組織的に対応する。
- ② 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④ 謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、加害児童の事情や心情を聞き取り、再発防止に向けて継続的に指導・支援する。
- ⑤ 教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関、専門機関との連携の下で取り組む。
- ⑥ 学校評議員やPTA等を利用し、いじめの問題など学校が抱える問題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組み作りを推進する。
- ⑦ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて関係機関・専門機関等と連携して行う。

#### 4 いじめ防止等に関する具体的な取組に対する検証と見直し

- (1) いじめ防止及び取組について「SOSシート」（児童・毎月）、「なかよしアンケート」（保護者・学期毎）と個人面談を行い、実態を把握するとともに改善を図る。
- (2) 保護者・職員については学校評価アンケートにいじめ防止等の項目を挙げ問題点を検証する。
- (3) 年度末と年度初めの児童理解の会で児童の実態を共通理解し、次年度への引継ぎを円滑に行えるようにする。

#### 5 重大事態への対応

##### (1) 重大事態の発生と報告

###### ①重大事態の意味

ア 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い

- 児童が自殺を企画した場合
- 心身に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合等

イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- 「相当の期間」の目安は年間30日
- 一定期間連続して欠席しているような場合は、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手

※児童や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。

###### ②重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

##### (2) 重大事態の調査

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

学校が調査の主体となる場合には、いじめ問題対策チームが母体となり、必要に応じて適切な専門家を加え、教育委員会の指導の下、調査する。

いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合い、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。

また、調査をする際は、いじめを受けた児童を守ることを優先とし、保護者の要望・意見を十分配慮して行う。

### (3) 調査結果の提供及び報告

#### ①いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、教育委員会の指導の下、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

#### ②調査結果の報告

調査結果について、教育委員会に報告する。

上記①の説明結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて教育委員会に送付する。

### (4) 重大ないじめ事案の警察との連携

①学校は、いじめが児童の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることを十分に認識し、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。

②児童ポルノ関連のいじめは被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報する。

③個別事案に関わる日常的な情報共有や相談・通報ができるような連携体制の構築に取り組む。

④学校・警察連絡員の指定の徹底をする。

#### ⑤警察と連携したいじめへの適確な対応における留意事項

警察では、重大ないじめ事案に当たらない事案であっても、当該児童又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを学校に求める。学校は、警察から連絡を受けた場合には、緊密に連携しつつ、その捜査又は調査に協力する。